



独立行政法人国民生活センターは、公正・健全な社会と安全・安心な消費生活の実現のための業務を通じて、誰一人取り残さない社会を目指す持続可能な開発目標(SDGs)に貢献しています。

## 行政・事業者への情報提供

消費生活相談や商品テストを通じて収集した消費者・生活者の声から、制度や商品に関する問題点を分析し、行政機関や事業者に届けます。専門機関として培った知見を活かして公正な立場から「たしかな情報」を発信することで、よりよい制度づくりや安全・安心な社会の実現を、行政機関、事業者とともに目指し、すべての消費者・生活者が平等のない健康的な生活を営むための環境づくりに貢献しています。

<関連するSDGs>



<関連する業務>

情報収集・分析、相談、商品テスト

## 地方消費者行政の推進を支援

消費生活相談解決に向けた対応方法のアドバイスや商品テストの実施、消費者啓発・消費者教育で利用できる情報・ツールの提供、研修事業や消費生活相談員資格試験による消費者行政・消費者教育の担い手育成など、全国の消費生活センターへの支援を通じて、だれがどこに住んでいても質の高い消費者行政サービスを受けられる体制づくりを、全国の消費生活センターとともに推進しています。

<関連するSDGs>



<関連する業務>

広報、情報収集・分析、相談、商品テスト、教育研修

## 消費者被害救済・防止のための情報発信

消費生活相談情報の収集・分析や消費者トラブルへの対応を通じて得られる情報を、ウェブサイトや冊子、リーフレット、マスコミ公表など多様な媒体であらゆる層の消費者へ迅速・的確にわかりやすく発信することで、消費者被害の未然防止・拡大防止や消費者意識の向上に努めます。これらの情報を一人ひとりの消費者が活用し、行動することで、持続可能で豊かな消費生活の実現を目指します。

<関連するSDGs>



<関連する業務>

広報、情報収集・分析、相談、商品テスト、教育研修、ADR

## 働きがいのある職場づくり

これまでこれからも、性別や障害の有無などに関わりなく、職員一人ひとりが専門性やその能力を発揮できる環境を大切にしつつ、ワークライフバランス等の配慮や専門性のさらなる向上を目指した職場研修など、より良い職場づくりへの取組を実施します。

<関連するSDGs>



# SDGs目標からみた国民生活センターの業務

SDGs目標	SDGsターゲット	取組内容	主な業務	SDGs目標	SDGsターゲット	取組内容	主な業務
<b>1(貧困)</b>  あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	1.4	消費者トラブルや、消費生活上の事故等の情報を収集・分析し、「たしかな情報」を行政機関や事業者団体に伝えることで、すべての消費者が消費者被害に遭わない社会の実現に向けた取組を支援しています。 また、すべての消費者に対して、消費者トラブルの相談対応における財産的被害救済への取組や被害の未然防止・拡大防止のために、ホームページや見守り新鮮情報等による注意喚起を行っています。	情報収集・分析 情報提供 広報 相談	<b>3(保健)</b>  あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	3.d	あらゆる商品やサービスについて情報を収集したり、商品テストをしたりすることで、問題点を分析し、行政機関や事業者団体に情報提供しています。また、消費者に注意喚起や消費者問題・生活問題の調査研究に関する情報を提供することで、人々の安全・安心で健康的な生活の促進に寄与しています。	情報収集・分析 情報提供 相談 商品テスト 調査研究事業
<b>4(教育)</b>  すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	4.7	相談情報や危害情報の分析、商品テスト結果に基づく消費者への注意喚起や相談対応を通して、トラブルのない持続可能なライフスタイルへの消費者の理解の形成に貢献しています。 また、消費生活相談員等への研修や相談員資格試験事業の実施により、地方公共団体の相談体制の充実を図るとともに、研修等を通じた消費者教育の担い手育成を行うことで、より多くの人々が学習できる機会の促進に寄与しています。	広報 情報収集・分析 相談 商品テスト 教育研修事業 相談員資格試験事業	<b>10(不平等)</b>  各国内及び各国間の不平等を是正する	10.2	相談対応やADRにおいて、消費者が抱えるトラブルの解決に取り組み、また、相談情報の分析による問題点について行政機関・事業者団体に情報提供することで、制度や商品の改善が図られ、消費者への情報提供により消費者と事業者との間の情報量、交渉力の格差を埋めることで公正・健全な社会の発展に寄与しています。	情報収集・分析 情報提供 相談 ADR
<b>12(持続可能な生産と消費)</b>  持続可能な生産消費形態を確保する	12.8	相談情報や危害情報の収集・分析により、消費者被害の未然防止・拡大防止のための消費者への注意喚起を行い、また、相談情報から制度や商品に関する問題点を分析し、行政機関・事業者団体に対して情報提供を行うことにより、トラブルのない持続可能な生産消費に貢献しています。 また、消費生活に関する「たしかな情報」を多様な媒体で提供することで、公正で持続可能な生産と消費への理解を深めることに貢献しています。	広報 情報収集・分析 情報提供 商品テスト	<b>16(平和)</b>  持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	16.6	相談対応やADRにおいて、公正な立場により、消費者と事業者に生じたトラブルにおける被害の救済に取り組み、これらを通じて収集した情報に基づき分析した結果を広くホームページで公表しています。 また、全国の消費生活センターにおける相談対応を、経由相談・商品テスト等により支援することで、多くの人々が消費生活相談を利用できる体制を構築しています。これらにより、トラブルのない平和で公正な社会の実現に貢献しています。	情報収集・分析 情報提供 広報 相談 商品テスト ADR
<b>17(実施手段)</b>  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17.16 17.17	消費者被害を防止し、持続可能で豊かな消費生活のため、「たしかな情報」で多様な主体をつなぎます。また、国内での消費者トラブルに加え、海外の事業者との消費者トラブル、訪日外国人観光客の消費者トラブルについて、その解決、未然防止・拡大防止に取り組むなかで、収集・分析した情報を伝え、国境を越えた健全な取引のためのグローバル・パートナーシップの活性化に貢献しています。	情報収集・分析 情報提供 広報 相談 商品テスト				